

向日市古紙等集団回収助成金事業のご案内



向日市では、ごみの減量及び資源の有効利用並びにごみのリサイクル意識の向上を目的に、古紙等の回収を実施する団体等に助成金を交付する事業を新たにスタートします。

リサイクルを通じて環境に対する意識を高めていただき、助成金で団体活動を活性化しませんか。

すでに古紙回収活動をしている団体やこれから始めようと考えている団体の皆さまは、ぜひご利用ください。

7月1日から受付開始

助成金額 回収量(kg) × 5円

対象団体 自治会 子ども会 PTA 老人クラブ
共同住宅の管理組合 社会福祉法人
地域住民で構成の営利を目的としない団体

対象品目 紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ)
布類(古繊維)

ご利用にあたって

～団体登録編～

1. まずはグループを作りましょう!

◆対象団体は表面をご覧ください。

2. 回収業者を選びましょう!

◆市に登録の回収業者から選んで回収申込みをしてください。

※登録外の回収業者では助成金の対象にはなりません。

※回収業者は市ホームページをご覧ください。

3. いつ・どこで・何を集めるのか回収業者と決めましょう!

◆表面の回収対象品目から集めるものを決めてください。

◆定期的を集めてください。

4. 団体登録申請書に記入し、提出しましょう!

以上が決まれば、登録申請書を郵送または持参してください。

◆登録は令和4年7月1日から随時受け付けます。

◆登録申請書は市ホームページまたは環境政策課で入手できます。

5. 審査、登録決定!

◆市が申請内容を審査し、適当と判断した場合「登録決定通知書」を送付します。

◆「登録決定通知書」に記載の**登録年月日からの回収分が助成の対象になります。**

6. 登録完了、回収スタート!

◆団体内で回収日時、回収品目などの情報を共有しておきましょう。

～助成金請求編～

1. 回収業者発行の仕切り票を保管!

◆仕切り票を添付していただきますので、紛失しないよう、大切に保管してください。

2. 交付申請書と実績報告書の記入!

◆仕切り票を見ながら、実績報告書に回収量を記入してください。その後、合計量を交付申請書に記入してください

3. 申請時期に申請しましょう!

◆申請時期は年2回です。

※**令和4年度は第2回目のみ対象です。**

・第1回

8月1日～8月30日(1月～6月回収分)

・第2回

2月1日～2月28日(7月～12月回収分)

◆申請に必要な書類

①交付申請書 ②実績報告書

③仕切り伝票の写し

4. 審査、交付決定!

◆市が申請内容を審査し、適当と判断した場合「交付決定通知書」を送付します。

5. 交付決定金額の請求!

◆交付決定通知書の金額を市に請求します。

6. 助成金入金!

◆受け取った助成金で団体の活動を活性化しましょう!

～すでに古紙回収を行っている団体様へ(お願い)～

・回収業者が市に登録をしていない場合、団体様がこの制度を利用し、助成金を受け取ることができません。

・現在古紙回収を依頼している回収業者が、市に事業者登録をしていない場合、この制度のことをお伝えいただき、登録を行うよう促してください。

※事業者の登録には一定の要件がありますので、要件に満たない事業者は登録することができません。

～注意事項～

・回収業者からの回収量を書いた仕切り伝票は必ず受け取り、申請時期まで大切に保管してください。

・代表者を変更したなど、登録内容に変更があったときはすみやかに変更の届出をしてください。

【お問い合わせ】

向日市環境政策課

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

TEL: 931-1111 (代)

874-2189 (直通)

E-mail: kankyo@city.muko.lg.jp